

令和 6 年 度

事業計画



日本赤十字社 富山県支部
Japanese Red Cross Society

Mission statement

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

ご あ い さ つ

県民の皆様には、日頃から赤十字活動に深いご理解と温かいご支援を賜り心から感謝申し上げます。

さて、今年1月1日に発生した能登半島地震においては、最大震度7の強い揺れを観測し、多くの死者と建物の倒壊が発生するこれまで経験したことのない大災害となりました。日本赤十字社富山県支部では、発災直後からいち早く救護活動を開始し、県内の被災市へ毛布などの救護物資を提供するとともに、石川県に対しては、医療救護班等の派遣や救護物資を提供するなど被災者支援活動を継続しております。また、全国の支部や施設が連携して、避難所の巡回診療や救護物資の配布、こころのケア要員の派遣、義援金の受付など被災者に寄り添う支援活動を全社総力をあげ展開しております。

また、昨年6月と7月の大雨では、富山県内に人身や住居等に多くの被害が生じました。富山県支部では、いち早く救護物資の提供や赤十字奉仕団による非常炊き出しの実施、義援金の受付などを行ったところです。

一方、国外では、令和4年から続くウクライナ紛争や昨年10月から激化したイスラエル・ガザでの人道危機では多くの一般市民が犠牲になっております。また、トルコ・シリアやモロッコ、アフガニスタンでの地震、ハワイの大規模火災やリビアでの洪水など世界各地で甚大な災害が発生しております。こうした紛争や災害で苦しむ人々に対し国際赤十字は、各国の赤十字社とともに一丸となって支援を続けています。

富山県支部におきましては、引き続き能登半島地震の被災者支援活動を継続してまいります。また、令和6年度の事業としまして、富山赤十字病院での医療提供体制の維持・向上や血液事業での安定的な輸血用血液の確保、災害時の救護体制の整備や訓練の充実に努めるとともに、救急法等安全講習の普及や赤十字奉仕団の活動、青少年赤十字の実践活動、乳児院での子どもたちの健やかな成長支援などに取り組んでまいります。

今後も、県民の皆様の信頼と期待に応えるため、支部、施設が一丸となって効果的かつ積極的な事業の推進に努めるとともに、皆様の身近な赤十字として、事業の透明性を高め、開かれた赤十字をめざしてまいります。

これらの事業を推進するための根幹となります「赤十字会員」の増強と会費募集に、多くの県民の皆様のご理解と、支部役員、各地区・分区の役職員、自治振興会、町内会、赤十字奉仕団、赤十字有功会、青少年赤十字などの関係の方々の、なお一層のご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

日本赤十字社富山県支部

支 部 長 新 田 八 朗

目 次

第1	令和6年度日本赤十字社富山県支部・施設予算概要	1
第2	会員と社資	7
第3	災害救護活動	9
第4	看護師養成	12
第5	赤十字救急法等の講習	13
第6	赤十字奉仕団	15
第7	青少年赤十字（Junior Red Cross）	17
第8	社会福祉活動	19
第9	国際活動	20
第10	医療事業	21
第11	血液事業	24
第12	社会福祉事業	25
第13	広報活動	27
第14	支部・施設間の連絡調整	27
〔参考資料〕日本赤十字社のミッションステートメント		表紙裏
支部・施設所在地一覧		裏表紙
日本赤十字社現勢		28
日本赤十字社富山県支部の関係組織図		裏表紙裏

第1 令和6年度 日本赤十字社富山県支部・施設予算概要

(1) 一般会計歳入歳出予算概要

日本赤十字社富山県支部

(単位：千円)

歳 入					歳 出						
科 目	令和6年度 予 算 額	令和5年度 予 算 額	増減	伸率 (%)	備 考	科 目	令和6年度 予 算 額	令和5年度 予 算 額	増減	伸率 (%)	備 考
1 社 資 収 入	184,000	184,000	0	0.0		1 災害救護事業費	15,694	14,824	870	5.9	
(1)一般社資収入	166,000	166,000	0	0.0		(1)災害救護指導事業費	9,061	8,738	323	3.7	全国赤十字救護班研修 505
(2)法人社資収入	18,000	18,000	0	0.0		(2)災害救護装備費	5,818	5,271	547	10.4	大型サージャキュレーター整備 1,320 災害救援車(2台) 1,600 救護服更新 526
2 委 託 金 等 収 入	1,491	1,249	242	19.4		(3)救護看護師指導養成費	815	815	0	0.0	看護師養成奨学金 4人
(1)委託金等収入	1,491	1,249	242	19.4	県物産備蓄倉庫等管理業務委託金	2 社 会 活 動 費	36,882	36,917	-35	-0.1	
3 補助金及び交付金収入	3,951	4,003	-52	-1.3		(1)救急法等普及費	8,833	8,543	290	3.4	
(1)補助金及び交付金収入	3,951	4,003	-52	-1.3	管理経費調整交付金 1,213 情報システム導入に関する交付金 2,738	(2)奉仕団活動費	10,690	10,934	-244	-2.2	
4 繰 入 金 収 入	0	0	0	-		(3)青少年赤十字活動費	9,469	9,963	-494	-5.0	
(1)資金繰入金収入	0	0	0	-		(4)社会福祉活動費	6,390	5,977	413	6.9	
5 雑 収 入	1,378	1,517	-139	-9.2		(5)医療事業費	1,000	1,000	0	0.0	
(1)雑 収 入	1,378	1,517	-139	-9.2		(6)血液事業費	500	500	0	0.0	
6 前年度繰越金	37,000	31,000	6,000	19.4		3 国 際 活 動 費	1,300	1,300	0	0.0	

(2) 医療施設特別会計歳入歳出予算概要

ア 収益的収入及び支出

富山赤十字病院 (単位：千円)

収				入				支				出	
科	目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減額	伸び率	科	目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減額	伸び率		
1	医 業 収 益	12,129,179	11,959,090	170,089	1.4%	1	医 業 費 用	12,281,348	12,045,398	235,950	2.0%		
(1)	入院診療収益	8,351,200	8,231,340	119,860	1.5%	(1)	材料費	3,477,275	3,329,872	147,403	4.4%		
(2)	室料差額収益	106,057	110,000	-3,943	-3.6%	(2)	給与費	5,926,398	5,923,567	2,831	0.0%		
(3)	外来診療収益	3,236,992	3,169,716	67,276	2.1%	(3)	委託費	954,083	831,109	122,974	14.8%		
(4)	保健予防活動収益	363,851	385,264	-21,413	-5.6%	(4)	設備関係費	530,721	503,483	27,238	5.4%		
(5)	その他の医業収益	82,970	76,274	6,696	8.8%	(5)	研究修費	42,686	42,358	328	0.8%		
(6)	保険等査定減	-11,891	-13,504	1,613	-11.9%	(6)	経費	592,264	558,338	33,926	6.1%		
						(7)	減価償却費	757,921	856,671	-98,750	-11.5%		
2	医 業 外 収 益	197,721	207,737	-10,016	-4.8%	2	医 業 外 費 用	28,585	17,484	11,101	63.5%		
(1)	受取利息	1,405	1,242	163	13.1%	(1)	支払利息	458	458	0	0.0%		
(2)	運営費補助金等収益	27,592	28,475	-883	-3.1%	(2)	本部繰出金	12,042	11,227	815	7.3%		
(3)	施設設備補助金等収益	98,331	98,039	292	0.3%	(3)	その他の医業外費用	16,085	5,799	10,286	177.4%		
(4)	その他の医業外収益	70,393	79,981	-9,588	-12.0%								
3	医 療 社 会 事 業 収 益	310	400	-90	-22.5%	3	医 療 奉 仕 費 用	19,862	19,911	-49	-0.2%		
(1)	医療社会運営費補助金等収益	310	400	-90	-22.5%	(1)	医療社会事業費	19,755	19,804	-49	-0.2%		

						(2) 社 会 活 動 費	107	107	0	0.0%
4	4 付 帶 事 業 収 益	126,498	109,928	16,570	15.1%	4 付 帶 事 業 費 用	130,336	125,966	4,370	3.5%
	(1) 施 設 収 益	126,498	109,928	16,570	15.1%	(1) 施 設 費	130,336	125,966	4,370	3.5%
5	5 特 別 利 益	0	0	0	—	5 特 別 損 失	15,000	25,000	—10,000	—40.0%
						6 法 人 税 等	0	188	—188	—100.0%
						7 予 備 費	10,000	10,000	0	0.0%
病	病 院 収 益	12,453,708	12,277,155	176,553	1.4%	病 院 費 用	12,485,131	12,243,947	241,184	2.0%

(単位：千円)

イ 資本的収入及び支出

収 入				支 出					
科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減額	伸び率	科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減額	伸び率
病 院 収 入	358,792	351,196	7,596	2.2%	病 院 費	358,792	351,196	7,596	2.2%
1 固 定 負 債	10,000	10,000	0	0.0%	1 固 定 資 産	353,083	345,487	7,596	2.2%
(1) リ ー ス 未 払 金	0	0	0		(1) 有 形 固 定 資 産	351,283	343,987	7,296	2.1%
(2) 長期前受補助金	10,000	10,000	0	0.0%	(2) 無 形 固 定 資 産	1,800	1,500	300	20.0%
2 資 産 売 却 収 入	0	0	0		2 借 入 金 等 償 還	5,709	5,709	0	0.0%
					(1) 借 入 金 償 還	0	0	0	
3 その他の資本収入	348,792	341,196	7,596	2.2%	(2) リ ー ス 未 払 金 支 払	5,709	5,709	0	0.0%
(1) その他の資本収入	348,792	341,196	7,596	2.2%					
資 本 的 収 入 合 計	358,792	351,196	7,596	2.2%	資 本 的 支 出 合 計	358,792	351,196	7,596	2.2%

(3) 社会福祉施設特別会計歳入歳出予算概要

富山県立乳児院

(単位：千円)

収 入 の 部	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増減	伸率(%)	支 出 の 部	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増減	伸率(%)
事業活動による収入	178,116	176,412	1,704	1.0	事業活動による支出	214,983	174,104	40,879	23.5
児童福祉事業収入(①+②)	177,316	175,732	1,584	0.9	人件費支出	191,954	154,719	37,235	24.1
①受託事業収入	164,485	162,901	1,584	1.0	職員給料支出	73,474	73,235	239	0.3
乳児院受託収入(県)	151,819	149,613	2,206	1.5	職員賞与支出	20,800	20,982	-182	-0.9
一時保護受託収入(県)	3,600	4,000	-400	-10.0	非常勤職員給与支出	31,435	32,543	-1,108	-3.4
里親支援機関受託収入(県)	8,170	8,504	-334	-3.9	退職給付支出	44,000	5,000	39,000	780.0
シヨートステイ受託収入	896	784	112	14.3	法定福利費支出	22,245	22,959	-714	-3.1
②補助金事業収入	12,831	12,831	0	0.0	事業費支出	14,382	12,488	1,894	15.2
病児・病後保育受託収入	12,031	12,031	0	0.0	給食費支出	3,870	3,500	370	10.6
病児・病後保育利用者負担収入 (富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村)	800	800	0	0.0	保健衛生費支出	450	788	-338	-42.9
					被服費支出	70	30	40	133.3
					教養娯楽費支出	200	100	100	100.0
					水道光熱費支出	5,700	5,250	450	8.6
經常経費寄附金収入	700	600	100	16.7	消耗器具備品費支出	2,380	1,950	430	22.1
經常経費寄附金収入	700	600	100	16.7	賃借料支出	1,450	770	680	88.3
					雑支	262	100	162	162.0
受取利息配当金収入	20	30	-10	-33.3	事務費支出	8,647	6,897	1,750	25.4
受取利息配当金収入	20	30	-10	-33.3	福利厚生費支出	1,190	1,014	176	17.4
					職員被服費支出	35	10	25	250.0
					旅交通費支出	500	150	350	233.3
その他の収入	80	50	30	60.0	研修費支出	200	200	0	0.0

受入研修費収入	65	50	15	30.0	事務消耗品費支出	431	500	-69	-13.8
雑収入	15	0	15	-	水道光熱費支出	570	500	70	14.0
					修繕費支出	281	271	10	3.7
					通信運搬費支出	835	850	-15	-1.8
					会議費支出	10	5	5	100.0
					広報費支出	400	70	330	471.4
					業務委託費支出	2,430	2,000	430	21.5
					手数料支出	200	183	17	9.3
					保険料支出	210	200	10	5.0
					賃借料支出	85	84	1	1.2
					租税公課支出	500	100	400	400.0
					保守料支出	633	760	-127	-16.7
					雑支出	137	0	137	-
施設設備等による収入	0	0	0	0.0	施設設備等による支出	0	0	0	0.0
その他の活動による収入	44,000	5,000	39,000	780.0	その他の活動による支出	7,133	7,308	-175	-2.4
他会計繰入金収入	0	0	0	-	その他の活動による支出	7,133	7,308	-175	-2.4
その他の活動による収入	44,000	5,000	39,000	780.0					
収入合計	222,116	181,412	40,704	22.4	支出合計	222,116	181,412	40,704	22.4

第2 会員と社資

日本赤十字社の活動は、赤十字の理念に賛同し、支援してくださる会員によって支えられています。赤十字の目的に賛同し、運営に参画する会員が組織の基盤であり、会員から拠出される社資が日本赤十字社の重要な事業財源となっています。

1 会員制度の普及

明治10年5月1日に日本赤十字社の前身である博愛社が設立されたこと等にちなみ、毎年5月を「赤十字運動月間」として県下一斉に会員増強運動を展開しています。

本年度も、地区・分区をはじめ、自治振興会、町内会、赤十字奉仕団、赤十字有功会等関係者のご協力を得ながら、会員制度の普及と会員募集に積極的に取り組んでまいります。

(1) 会員

「会員」とは、日本赤十字社の活動に賛同し、毎年資金協力していただく個人、法人又は団体のことです。その中でも、毎年2,000円以上の資金協力していただく方を「会員」、毎年2,000円未満かつ500円以上を目安に資金協力いただく方を「協力会員」として位置づけております。

(2) 社資

日本赤十字社の活動資金は、会員に加入いただいている方からの「会費」と、遺贈や相続財産寄付などの継続性のない資金である「寄付金」から成り立っています。この「会費」と「寄付金」を合わせて「社資」と呼んでいます。

2 令和6年度社資目標額

一 般 社 資	法 人 社 資	合 計
166,000千円	18,000千円	184,000千円

3 財政基盤の確立

令和6年度においても、地区・分区へ依頼目標額を定め、地区・分区を通じ各世帯のご協力をお願いすることとしています。

赤十字活動へのご理解・ご協力をいただけるよう、赤十字NEWSや会員誌をお送りするなど積極的な情報発信を行いながら、会員に対するダイレクトメールの送付や口座振替、クレジットカード決済の活用をお願いするなど、社資の安定確保に努めてまいります。

4 地区・分区との協力体制の推進

地域に密着した赤十字活動が実施できるよう、地区・分区との協力体制を推進してまいります。

(1) 委嘱職員研修会の開催

(2) 地区分区交付金の交付

事務費交付金

地区分区等における当該年度の地区分区扱社資収納実績額の10%及び支部直扱社資収納実績額の5%を交付します。

事業費交付金

当該年度の地区分区扱及び支社直扱の社資収納実績額の6%を交付します。

ただし、分区（村）については保障として3万円、厚生センター地区へは定額8万円を交付します。

(3) 地区分区長・自治会長・町内会長等に対する富山県支部活動紹介資料の送付

5 情報公開と事業の透明性の確保

県民に開かれた事業運営を推進するため、支部・施設において自主的に情報公開の取り組みを行っておりますが、本社・支部統合WEBサイトを活用するなど広報の充実を図ります。

また、財政上も寄付金などによって支えられている団体としての性格から、説明責任や透明性が必要であることに鑑み、監査法人による監査を導入しております。

6 全国赤十字大会への参加

名誉総裁・名誉副総裁のご臨席のもと、5月に開催予定の全国赤十字大会には、有功章以上の受章者、奉仕団の代表者等の参加をいただき、支部事業へのご貢献に応えとともに、赤十字思想の高揚を図ります。

7 富山県赤十字有功会

本会は、日本赤十字社金色・銀色有功章受章者の有志約420名により相互の親睦を図るとともに、赤十字思想の普及と新会員の勧誘など、赤十字の支援団体として赤十字事業の推進に協力していただいております。

8 遺贈・相続財産の寄付セミナーの開催

近年、「自分で築いた財産や故人の遺産を社会のために寄付したい」「相続制度について聞きたい」といったご相談が増えています。今後赤十字に思いを託していただけるよう、専門士会と連携して遺贈・相続財産の寄付セミナーを開催します。

第3 災害救護活動

災害救護体制の充実

日本赤十字社の救護活動は、ジュネーブ諸条約、赤十字国際会議の決議、日本赤十字社法及び同定款にその基盤を置いています。また、災害救助法では日本赤十字社の協力義務が明文化され、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）等により「指定公共機関」としてその責務が規定されています。

日本赤十字社救護規則には、(1)医療救護 (2)こころのケア (3)救援物資の備蓄と配分 (4)血液製剤の供給 (5)義援金の受付と配分 (6)その他災害救護に必要な業務が主な災害救護業務とされています。また、富山県をはじめ各地方公共団体の地域防災計画等においても、日本赤十字社の協力が組み込まれています。

県支部としては、これを受け、業務の円滑な遂行のため、職員（救護員）を訓練し、救護装備の充実を図ってきております。これまでの集中豪雨や能登半島地震、東日本大震災、熊本地震など近年続発している自然災害の教訓を踏まえ、さらに新型コロナウイルス等感染症に対応した「救護体制の構築」や「救護訓練」、「装備の充実」に努めてまいります。

1 救護班の編成

支部及び富山赤十字病院の医師、看護師、事務職員等を救護員として登録し、常備救護班8個班（1個班6人〔医師1、看護師長1、看護師2、主事2〕）を編成し、有事即応の体制をとっていますが、更にその質的充実を図ります。

救護班は、次の場合に出動します。

- (1) 災害の発生により救護の必要が生じ、各災害対策本部から救護班出動の要請があったとき
- (2) 各災害対策本部からの出動要請がなくても、支部長がその必要を認めたとき

2 災害医療コーディネートチームの編成

災害時に効果的・効率的に関係機関との連携及び救護班の活動調整等を実施する災害医療コーディネートチームを編成し、現在、富山赤十字病院の医師（コーディネーター）1、看護師2、薬剤師及び事務職員各1（コーディネートスタッフ）の5名を任命しており、複数チームが編成できるように、養成や訓練等その充実を図ります。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

平成17年から国は、災害の急性期に可及的早期に活動させる機動性を持った災害派遣医療チーム（DMAT）の養成と指定を行っています。

富山赤十字病院では、災害派遣医療チーム（DMAT）〔医師1、看護師長1、看護師2、調整員（ロジスティック）1の5名〕として活動にあたるDMAT隊員の養成を行っています。

令和6年度においても災害派遣医療チーム研修に参加するなど充実に努めます。

4 救護訓練等の実施

災害発生時に迅速・的確な救護活動が展開できるよう支部・施設一体の救護訓練を実施するほか、県や自治体の防災訓練等に参加します。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 日本赤十字社富山県支部施設合同災害救護訓練 | 6月 |
| (2) 日本赤十字社富山県支部災害対策本部運営訓練 | 8月 |
| (3) 日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練（静岡県） | 11月 |
| (4) 富山県総合防災訓練 | 8月 |
| (5) 富山空港総合消火救難訓練 | 9月 |
| (6) 富山市総合防災訓練 | 9月 |
| (7) 市町村防災訓練 | 8～9月 |
| (8) 国民保護訓練 | 11月 |

5 救護要員等の研修

救護員の質的向上を図ることを目的として、国・本社等が主催する研修に参加するとともに、富山県支部でも研修を実施します。

- (1) 富山県支部救護班要員研修会（看護師・主事研修、こころのケア研修）
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修（厚生労働省）
- (3) 日赤災害医療コーディネート研修会（本社）
- (4) こころのケア指導者養成・フォローアップ研修会（本社）
- (5) 第3ブロック赤十字救護班研修会（愛知県）

6 救護装備・資材等の整備

災害に備え、装備や資材の整備に努めます。なお、避難所での新型コロナウイルス感染症対策のための災害救護装備配備として、富山県内179ヶ所の小学校（避難所）へ大型

サーキュレーターを令和２年度より５ヶ年の計画で配備しています。

- (1) 地区・分区災害救援車の配備（２台更新） 射水市、舟橋村
- (2) 大型サーキュレーター配備（一次避難所等小学校向け 20台）
- (3) 救護班用の医療セット材料や医薬品の整備
- (4) 災害救援物資の備蓄整備
- (5) 救護班要員ユニフォームの整備
- (6) 救護用 AED の更新

7 救護資材の貸し出し

自治会や自主防災会などが行う防災訓練やイベントでの使用を目的に、移動組立式炊飯器（炊き出し用大釜セット）やパイプテントを貸し出します。

また、スポーツ大会やイベント行事での不慮の事故に備えることを目的に、AED（自動体外式除細動器）を貸し出します。

8 災害救援物資等の交付と分置

火災や風水害等により被災された世帯を対象に、地区・分区を通じ応急的な救援物資を交付し、また不幸にして災害により死亡された方の遺族には弔慰金を贈ります。

救援物資は、その性格上速やかにお届けできるよう、希望する地区・分区へ分置配備します。

◎ 災害救援物資等交付基準表

区 分			救 援 物 質	
災 害 程 度	全 焼	1 人につき		
		毛 布（4 月～5 月、10 月）	1 枚	
		（11 月～3 月）	2 枚	
		綿 毛 布（6 月～9 月）	1 枚	
	全 壊	タ オ ル	10 本	
		1 世帯につき		
		緊急セット（1～4 人）	1 個	
		（5 人以上）	2 個	
	流 出	カセットコンロ（ガスボンベ 3 本付き）	1 台	
		鍋セット	1 組	
度	床 上 浸 水	1 世帯につき		
		緊急セット	1 個	
		タ オ ル	30 本	
		石 鹼	1 箱	
弔 慰 金		自然災害および火災による死亡者 1 人	10,000 円	

9 臨時救護の実施

(1) 海水浴場救護所

県内7ヵ所（宮崎、石田、浜黒崎、岩瀬、八重津、松太枝、島尾）の海水浴場の臨時救護所へ、応急手当用品を配付します。

(2) その他の臨時救護

多数の参集者が予想される公的行事等の会場に、主催者の要請に応じて救護員を派遣し、参集者の健康と安全の確保を図ります。

10 義援金・救援金の受付

(1) 国内義援金・海外救援金の受付

国内外での大災害による被災者や難民等への救援について、広く県民の協力を求めるための窓口を支部、施設、地区・分区に、銀行に口座を開設し、義援金・救援金を受け付けます。

なお、国内義援金は被災自治体に設置される義援金配分委員会を通じて受け付けた全額が被災者に届けられます。

(2) NHK海外たすけあい

年末には、世界各地で今なお紛争や災害で苦しんでいる人々を救援するため、NHKと共同で「NHK海外たすけあい」キャンペーンを実施し、国際赤十字との連携のもと、国際活動に活用します。

第4 看護師養成

赤十字の救護員となる看護師養成は、日本赤十字社法に基づくものであり、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき行われる災害救護業務に従事する看護師を確保するとともに、国内はもとより国際的にも活躍できる有能な看護師を養成します。

1 救護看護師の確保

日本赤十字豊田看護大学に在籍する富山県支部長推薦入学者等を対象として、奨学金を貸与（返済免除制度あり）し、赤十字救護看護師の確保に努めます。

2 救護看護師の養成

富山赤十字病院に在職する看護師に対して、災害時の救護活動に従事するための研修を行い、修了者を赤十字救護看護師に登録します。

3 幹部看護師の教育

看護師の救護業務及び幹部看護師として必要な高度な研修を行うため、本社の幹部看護師研修センターへ看護師を派遣します。

第5 赤十字救急法等の講習

救急法等の講習普及は、大正8年に開催された第1回赤十字社連盟での決議に基づき、人間の苦痛を予防・軽減し、生命と健康を守り、人間の尊厳を確保するという赤十字の基本理念である「人道」を具体的な知識・技術として一般に広く普及することを目的としています。

事故や急病に対する応急手当の方法、家庭内での病気の予防、高齢者や身障者の介護の方法など県民の健康と安全に役立つよう広く普及に努めます。

通常の講習実施体制に戻しつつ、引き続き感染予防や差別防止の啓発に継続して取り組んでいきます。

1 講習普及

(1) 救 急 法

万一の事故や急病になった場合、医師や救急隊に引き継ぐまでに施すべき正しい応急手当の方法や、事故防止の知識を習得するための講習を実施します。

なお、令和6年度は指導員養成講習を開催し、更なる講習普及に努めます。

(2) 水上安全法

水の事故から自他の生命を守るための知識や技術を内容とし、用水路や河川、海、プール等の事故防止に役立てる講習を実施します。

(3) 健康生活支援講習

健やかな高齢期を過ごすための健康維持・増進の思想の涵養と、高齢者の自立をめざした介護の知識や技術を習得する講習を実施します。

(4) 幼児安全法

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気に対する知識と技術、更に、災害時の避難所での乳幼児及びその保護者を支援するための知識や技術を習得できる講習を実施します。

講習の種類	講習区分	講習時間	年間実施回数	受講人員
救 急 法	指 導 員 養 成 講 習	30時間	1 回	10人
	基 礎 講 習	4	12	300
	救 急 員 養 成 講 習	12	8	200
	短 期 講 習	1 ～ 2	130	4,000
水 上 安 全 法	救 急 員 養 成 講 習	14	1	30
	短 期 講 習	1 ～ 2	25	600
健 康 生 活 支 援	支 援 員 養 成 講 習	12	2	15
	短 期 講 習	1 ～ 2	30	900
幼 児 安 全 法	支 援 員 養 成 講 習	12	3	30
	短 期 講 習	1 ～ 2	50	1,100

2 指導員の技術向上

コロナ禍以降減少していた学校や企業、自治会、自主防災会等からの講習依頼が例年の水準に戻りつつあり、講習内容も熱中症対策から平時の一次救命処置、災害時の対応等を含めた幅広い内容となってきました。

このことから、救急法等指導員は情報共有と研修会の開催などを通じ、知識と技術の向上に努めるとともに、地域に根差した活動を行っていきます。

3 地域防災セミナー等での講習普及

地域で実施される防災訓練、研修会等へ赤十字防災指導者や救急法指導員を派遣し、防災セミナーや災害への備えなどの防災講習を行っています。

また、これまでの「災害エスノグラフィー」「DIG」に加え、「家具安全対策ゲーム」「ひなんじょ たいけん」といった演習プログラムや、本社が作成する動画やマンガ教材を用い、より地域に密着した「レジリエンスの強化」に向けた防災研修会を開催していきます。

なお、令和6年度は指導員養成講習を開催し、更なる講習普及に努めます。

第6 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道と博愛の精神に基づき、明るく住みよい社会を築きあげていくために必要な実際の事業に奉仕することを目的とし、それを実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

奉仕団には、市町村ごとに組織される「地域赤十字奉仕団」、青年や学生などによって組織される「青年赤十字奉仕団」、災害救護、点訳、芸能など専門技能を持った人々で組織される「特殊赤十字奉仕団」があります。

当支部においては、地域奉仕団49団、青年奉仕団1団、特殊奉仕団7団が結成されています。

1 奉仕団組織の状況

種 別	区 分	団 員 数
地 域 奉 仕 団	富山市 15団 高岡市 5 団 氷見市 4 団 南砺市 8 団 射水市 5 団 砺波市・黒部市 各 2 団 その他市町村 各 1 団 49団	人 2,967
青 年 奉 仕 団	富山県青年赤十字奉仕団 1 団	17
特 殊 奉 仕 団	富山赤十字点訳奉仕団 富山赤十字災害救援奉仕団 富山赤十字芸能奉仕団 富山赤十字病院奉仕団 ともしび赤十字奉仕団 富山県無線赤十字奉仕団 富山県青少年赤十字賛助奉仕団 7 団	143
合 計	57団	3,127

2 奉仕団の主な活動

- 在宅ひとり暮らし高齢者訪問
- 社資募集、赤十字運動月間キャンペーン協力

- 災害時における救援活動（自主防災組織への参画、炊き出し、救援物資の搬送、無線通信など）
- 街頭献血の呼びかけ
- NHK海外たすけあい、国内災害義援金、海外救援金など募金の呼びかけ
- 救急法や健康生活支援講習など赤十字講習の受講と普及
- 青少年赤十字との連携
- 社会福祉施設ボランティア（シーツ交換、芸能訪問など）
- 病院ボランティア（玄関ホールでの案内、再来機の操作補助など）
- 点訳図書の作成と寄贈
- 皇居清掃奉仕
- その他、地域のニーズに沿った活動

3 奉仕団の育成

地域における赤十字活動の推進者であり地域の実情に精通した赤十字奉仕団が主体的な社会活動を行うため、その育成と奉仕意欲の向上に取り組めます。

- 赤十字奉仕団富山県支部委員会の研修部会と常任委員会役員が合同で企画・運営する研修会の実施
- 県や市町村のボランティアセンターを通じたボランティア募集
- 支部施設合同災害救護訓練など支部事業への参画
- 報道機関への積極的なプレスリリースやSNSを活用したリアルタイム情報発信
- 赤十字奉仕団同士や社外のボランティア団体等との連携・協力の推進（独居高齢者や貧困に苦しむ子どもたちへの支援などの地域課題に対し、積極的に貢献）
- 防災研修ファシリテーターの養成

4 会報「奉仕団とやま」の発行

団員意識の高揚と活性化に資するため奉仕団情報を収録した、会報「奉仕団とやま」第40号を発行し、全団員に配布します。

5 活動推進奉仕団の指定

赤十字奉仕団活動の更なる充実と振興を図ることを目的として指定を行います。平成23年度から、赤十字奉仕団富山県支部委員会が、単年度毎にテーマを定めて、指定された複数の奉仕団が取り組むことにしています。

令和6年度活動推進指定

2団を新規指定

◎ 赤十字奉仕団研修等行事予定

主催区分	行 事 名	開催時期	場 所	期 間	参加人員
本 社	赤十字奉仕団中央委員会	5 月	本 社	2 日	1 人
	支部赤十字奉仕団担当者会議	7	WEB会議	1	1
	赤十字ボランティア・リーダー研修会 (地域・青年・特殊対象)	8	東京都	3	1
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	2	本 社	3	1
ブロック	青年赤十字奉仕団代表者及び 支部担当者会議	6	石川県	2	2
	赤十字奉仕団委員長及び 支部担当者会議	9	長野県	2	2
支 部	赤十字奉仕団富山県支部委員会	4	富山市	1	57
	赤十字奉仕団研修部会	6	支 部	1	15
	赤十字奉仕団研修会	7	富山市、高岡市	2	180
	赤十字奉仕団研修旅行	10	国 内	1	40
	赤十字奉仕団委員長会議	11	富山市	2	57
	赤十字奉仕団常任委員会	6・10・3	支 部	3	各 9

第7 青少年赤十字 (Junior Red Cross)

青少年赤十字 (JRC) は、青少年が赤十字精神 (人道) に基づいて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、青少年自身が日常生活の中で、望ましい人格と精神を自ら形成することを目的とし、幼・保・小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に組織され、学校教育の一環として進められているもので、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標と「気づき、考え、実行する」の3つの態度目標を掲げています。

青少年赤十字が取り上げている「人道のこころ」は、文部科学省・学習指導要領にある「特別の教科道徳」の考え方と親和性が高いことから、赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成を継続し、学校現場への働きかけを強めるなど、赤十字ならではの人道教育の提供に努めます。

1 活動推進

青少年赤十字指導者協議会や青少年赤十字賛助奉仕団との連携を深めながら、夏休み中に開催する「リーダーシップ・トレーニング・センター」や「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」活動への積極的参加を呼び掛け、体験活動を通してメンバーの資質の向上に努めるとともに、地域奉仕団等と連携した活動を推進します。

また、「富山県青少年赤十字活動実践校」を指定するとともに「活動報告書」を加盟校等に配付し、JRC活動の活性化に努めます。

2 指導者の育成強化

青少年赤十字は、幼・保・小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校において、先生方の指導のもとに、学校教育の場を中心に推進されているところです。推進機関として設置されている青少年赤十字指導者協議会との連携強化を図るとともに、指導者の講習会・研修会の実施、普及・指導資料や活動事例集の配付、学校訪問など一層の普及に努めます。

3 会報「JRCとやま」の発行

県内における青少年赤十字メンバーの情報交換や行事の周知徹底、トレーニング・センターや国際交流事業の報告など、指導者及びメンバーへの情報紙として「JRCとやま」第34号を発行します。

4 青少年赤十字活動実践校の指定

学校教育における青少年赤十字の実践事例を募り、加盟校における青少年赤十字活動の充実振興に資するとともに、未加盟校への加盟啓発を図り、学校教育の進展に寄与することを目的として活動実践校の指定を行います。

令和6年度活動実践校の指定

小・中学校 各4校 他に高等学校等を指定予定

5 青少年赤十字海外支援事業の推進

青少年赤十字の募金活動による、ネパール、バヌアツの2ヶ国に対する教育支援事業を推進するため、1円玉募金の普及を図ります。

6 防災教育事業の推進

学校や地域における防災意識の向上と危険回避能力を高めることを目指す青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」や幼児向けに制作した防災教材「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!」の普及に取り組みます。また、関係各機関との連携のもと、防災教育の推進に努めます。

◎ 青少年赤十字研修等行事予定

主催区分	行 事 名	開催時期	場 所	対 象	参加人員
本 社	リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	5 月	東京都	指 導 者	1 名
	全国指導者協議会	6	本 社	指導者協議会長	1
	全国賛助奉仕団総会	7	〃	賛助奉仕団委員長	1
	指導主事対象研究会	1	〃	指 導 主 事	1
	スタディー・センター	3	山梨県	高校生メンバー	2
ブロック	指導者協議会会長及び 支部担当者会議	6	静岡県	指導者協議会長 支 部 担 当 者	2
支 部	小学校メンバー対象 リーダーシップ・トレーニング・センター	8	砺波市	小学生メンバー	約100
	中学校 〃	〃	〃	中学生メンバー	
	高等学校 〃	〃	〃	高校生メンバー	
	青少年赤十字活動研究会	1	富山市	指 導 者	約100

第 8 社会福祉活動

(1) 地域奉仕団による在宅ひとり暮らし高齢者訪問

日頃、孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者宅を訪問して話し相手になり、健やかな生活を送っていただくことを目的に、昭和52年から毎年行っています。

奉仕団が地域の小学校に呼びかけ、青少年赤十字メンバーと一緒に訪問することは、一層高齢者に喜ばれているため、その活動の拡大を図っています。

また、新型コロナウイルスは高齢者が重症化しやすいとされていることを踏まえ、感染防止対策には一層の緊張感をもって取り組んでいます。

(2) 地域・青年・特殊奉仕団による県内福祉施設等への訪問

(3) 点訳奉仕団による点字本・パソコン点字の作成及び県立視覚総合支援学校への贈呈

(4) 障がい者行事等への助成

第9 国際活動

日本赤十字社は、自然災害の被災者や紛争等による難民の救援、アジア・アフリカ等の開発途上国の保健衛生、防災対策等の開発事業に対する援助に関して、国際赤十字各機関との密接な連携のもと、救護、援助活動を続けています。

赤十字国際委員会（ICRC）や国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）からのアピールに応える、アフリカ地域における感染症対策、地域保健強化、紛争犠牲者支援やアジア地域での給水、衛生対応のほか日本赤十字社が直接二国間での支援を行う事業（2023年度実績7ヶ国）など、国際赤十字の連帯において、イニシアチブを取りながら貢献しています。

1 海外事業援助

当支部においては、第3ブロック8県支部（愛知・静岡・長野・岐阜・三重・石川・福井・富山）の合同で、アフリカの開発途上国の保健強化事業やレバノン・シリア難民支援事業、アジア・大洋州諸国の給水・衛生、災害対応キット支援事業に援助します。

2 海外救援金

イスラエル・ガザやウクライナにおける人道危機など、世界で続く武力紛争等により支援を必要とする人々に寄り添い続けるため、国際赤十字のアピールに応え、広く国内で救援金を募集し、ICRCやIFRC、各国赤十字社等の活動を支援するとともに、日赤の要員を現地へ派遣します。

（※募集中の海外救援金：イスラエル・ガザ、ウクライナ、アフガニスタン、バングラディシュ南部、中東）

3 外国居住者等の安否確認

武力紛争などにより、行方不明あるいは抑留されている身内の安否を気遣う精神的苦痛をいやすため、赤十字国際委員会（ICRC）や各国の赤十字社と連携・協力して安否調査を行います。

第10 医 療 事 業

富山赤十字病院は、赤十字活動の基本である「人道・博愛」の精神に基づき、人間の生命と健康・尊厳を守ることを使命とし、また、常に良質で安全、かつ患者さんにとって優しく、心のこもった温かい医療活動を行っています。

また、日本赤十字社が推進している「もっとクロス！計画」の一環として、地域にもっとクロスする取組みを地域の中核的医療機関として機能できるよう、最新式の医療機器（放射線治療装置・MRI等）を導入し、高度医療を提供しています。

さらに赤十字の使命の一つである災害時における医療救護活動についても、医師、看護師等からなる常備救護班並びに災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、災害が発生するといち早く被災地に派遣し、被災者を救護する体制を整備しています。

当院は、第三者評価機関による「病院機能評価機構認定病院」「人間ドック・健診施設機能評価認定施設」に認定されていますが、これからもこれに満足することなく、職員一丸となってより一層の向上に努めてまいります。

1 令和6年度患者数・診療単価目標

患 者 数 (延べ)		診 療 単 価	
外 来	入 院	外 来	入 院
212,960人	116,800人	15,200円	71,500円

2 病院の概要

(1) 病床数 401床（一般）

(2) 診療科目 25科

内科、腎臓・感染症内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、神経内科、呼吸器・アレルギー内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科

(3) 専門外来

内科	糖尿病教育、造血幹細胞移植後フォローアップ、CAPDCKD教育
小児科	神経、循環器、子どものこころ外来、アレルギー
外科	乳腺
整形外科	スポーツ専門、リウマチ関節、脊椎、人工関節、肩関節
呼吸器外科	禁煙
皮膚科	レーザー

産婦人科	更年期、不妊、産後授乳相談、助産師母乳外来、助産師外来
耳鼻いんこう科	聴覚
内科・整形外科・	リウマチセンター
リハビリテーション科	
緩和治療外来	

3 病院の特色

富山赤十字病院は、富山市の玄関である JR 富山駅から徒歩約15分に位置し、「富岩運河環水公園」等の都市基盤施設に加え、「富山県美術館」が隣接し、神通川、呉羽山の四季に恵まれ、遥かに立山連峰の絶景を望む快適な環境の中にあります。

当院は、赤十字が担う使命と性格を踏まえ、地域の中核医療機関として今後とも地域の皆様に愛され信頼される病院として次の点を重点に、医療・保健・福祉サービスの向上に取り組んでまいります。

- 厚生労働省が指定する臨床研修病院
- 富山県がん診療地域連携拠点病院
- 地域医療支援病院
- 災害拠点病院（地域災害医療センター）
- WHO・ユニセフ認定「赤ちゃんにやさしい病院(BFH：Baby Friendly Hospital)」
- 日本医療機能評価機構認定病院
- 人間ドック・健診施設機能評価認定施設
- DPC 包括評価の対象病院
- 不妊治療としての体外受精の実施
- 地域医療との連携を図る病床開放（開放型病床）及び設備等の共同利用の推進
- セカンドオピニオンの実施
- 患者さんの手術侵襲の軽減を目指した内視鏡手術や腹腔鏡手術の積極的推進
- 健診センターにおける疾患の早期発見と予防のための各種ドックコースの実施及び
特定健診・保健指導の実施
- 専門看護師（3分野4名）や認定看護師（13分野22名）、特定行為研修修了認定看護師（2区分6名）など高度な専門性を有する資格取得等看護の質の向上
- 専門看護師・認定看護師等による看護専門外来（9外来）の実施
- 助産師が健診から出産までを扱う「院内助産所」や「助産師外来」の設置、助産師による母乳育児相談を行う「母乳外来」の実施
- 糖尿病療養指導士等の資格を持った看護師や管理栄養士等と医師とが連携し、糖尿病とその療養指導全般に関する相談の積極的推進
- 糖尿病療養指導士が中心となり、医師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、歯科衛生士が連携する糖尿病教室の実施

- 各種健康教育（禁煙教室等）や各種相談（授乳育児、人工肛門等）の積極的な実施
- 富山市からの委託を受けて、愛宕・安野屋地域における高齢者の生活相談に応じる「地域包括支援センター」の実施
- 医師の指示により看護師が24時間在宅療養者の相談に応じ、必要な時に訪問し、看護する「訪問看護ステーション」の実施（特定行為研修修了認定看護師の配置）
- 富山市からの指定を受けて、介護サービス利用者の相談窓口となる「富山赤十字ケアプラン事業所」の実施
- 看護基準7対1の看護体制実施
- 集中治療室（ICU）4床設置
- 外来化学療法の実施（15床）
- 骨髄移植等血液疾患への取組み（無菌治療室14床）
- 緩和治療センターでは、がんや慢性心不全を患い、からだや心のつらさを専門的視点で緩和する治療や心温まるケアを提供（12床）
- 患者支援センターにおいて多職種スタッフが入・退院や地域の医療・介護サービスとの連携に関し一元的なサポートを実施
- 最新鋭の脳血管撮影装置による脳卒中治療や予防に取り組む「脳血管センター」を設置
- 高齢妊娠出産等に対し、母子の健康を心身からサポートする県内では唯一の専門外来「母性内科」を設置
- 県リハビリテーション・こども支援センターと協力し、発達障害等に対する「子どもこころ外来」を設置
- 近年急増している小児アレルギー疾患に対応する専門外来「小児アレルギーセンター」を設置

 理 念	患者さんの権利	患者さんの責務
人道・博愛の赤十字精神にもとづく 良質で安全な医療の提供	病院の「理念」・「基本方針」にもとづき 患者さんが安心して医療を受けることができるよう、以下の権利を大切にします。	医療は患者と医療者との協同作業です。 より適正な医療提供のため、以下の責務について十分ご理解をいただき、ご協力をお願いします。
基本方針		
1 患者さん中心の医療を提供します 2 より安全で高度な医療の実践を目指します 3 地域医療に貢献する病院を目指します 4 災害救護ならびに医療社会奉仕に努めます 5 次代を担う医療従事者を育成します 6 働きがいのある病院運営に努めます 7 健全経営の維持に努めます	1 個人の尊厳が守られる権利 2 プライバシーが保障される権利 3 適切な情報と説明を受ける権利 4 自ら医療行為を選択する権利 5 適切で最善の医療を受ける権利 6 子ども達が分かりやすく心のこもった医療を受ける権利	1 ご自身の健康状態に関する正確な情報をお伝えください 2 医療者と力を合せて診療に参加し、最大限の治療効果を発揮できるようにご協力ください 3 病院のルールに従い、院内での迷惑行為は慎んでください 4 受けた医療に対し、診療費をお支払ください

第11 血 液 事 業

献血の推進と安定供給

富山県赤十字血液センターでは、東海北陸ブロック血液センターとの連携を密にし、県、市町村、医療機関及び献血推進団体等のご理解とご協力を得ながら、血液法等の関係法令に基づき、「安全な血液製剤の安定供給」に努めています。

献血の推進については、ホームページやSNSを活用して、血液製剤の在庫状況やイベント開催等の献血情報を発信し、将来の献血基盤となる若年層を中心に、積極的に啓発活動を行います。また、新しい献血の形として定着しつつある予約献血とラブラッド会員加入の推進を図り、安定的な献血者の確保に努めます。

安定供給については、広域需給管理体制の下、年間を通じ医療に必要とされている輸血用血液製剤を過不足なく安定的に供給するとともに、適正使用や適正な取扱い等に関する情報収集と提供に努めます。また、令和6年度から輸血用血液製剤のWEB発注への全面移行に伴い、発注業務の円滑化に向け、医療機関との連携強化に努めます。

新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

献血会場では、マスク着用の推奨と手指消毒に加え、混雑や密集回避として献血予約や少人数での来場をお願いするなど、引き続き必要な感染予防及び事業の継続を確保するため適切な対策を講じてまいります。

1 令和6年度供給計画・採血計画

供 給 計 画（単位：換算本数）				採 血 計 画（単位：人）				
赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合計	200mL	400mL	血漿成分献血	血小板成分献血	合計
51,000	13,000	68,000	132,000	490	24,930	6,500	3,980	35,900

2 献血推進運動

- (1) 「愛の血液助け合い運動」月間（ポスター、ラジオ） 7月
- (2) 「はたちの献血」キャンペーン（ポスター、テレビ・ラジオ） 1月～2月
- (3) 学生献血推進ボランティアによる献血協力
 - *「東海北陸ブロック学生サマー献血」キャンペーン
 - *「全国学生クリスマス献血」キャンペーン
- (4) 地域赤十字奉仕団による街頭献血への協力 年間
- (5) ライオンズクラブによる街頭献血・企業献血の協力 年間
- (6) 新聞・テレビ・ラジオなど報道機関による広報 年間

基本理念

血液製剤を必要としている方の尊い生命を救うため
需要に応じた献血血液を安定的に確保し
安全性・品質向上に取り組み
献血者の皆様の想いを届けます

グランドデザイン（2028年に向けて）

1 血液製剤の安全性・品質の追求

安心して輸血を受けていただくために血液製剤の安全性・品質の向上に努めます。

2 的確な需要の把握に基づく血液の確保

医療機関が必要としている血液を的確に把握し過不足なく確保します。

3 安全で快適に献血ができる環境の整備

献血者の皆様が安全で快適に過ごせる環境づくりに取り組みます。

4 医療機関から信頼される供給体制の実現

絶えず改善・改革を行い、適正かつ効率的な供給体制を実現します。

5 関連する事業の発展と新たな事業展開の促進

造血幹細胞移植事業の普及推進と保有する技術・知識を活用した新たな事業の展開を目指します。

6 世界の血液事業への貢献

これまで培った知識、技術及び経験を活かし、海外の血液事業の発展に貢献します。

7 持続可能な事業基盤の確立

常に合理的・効率的な事業運営に努め、将来に亘って持続可能な事業基盤を確立します。

8 関係者と協同した事業の実施

行政、医療機関、献血協力団体を始めとする関係者との相互理解を深め、協同して事業を進めます。

9 自らの仕事に誇りとやりがいを持ち活躍できる働き方の実現

赤十字職員であることの自覚を持ち、職員がやりがいを感じながら働ける職場にします。

第12 社会福祉事業

富山県立乳児院は、昭和27年、様々な事情によって家庭で養育できない乳幼児のための施設として設立されて以来、地域に開かれた施設として乳幼児の健やかな養育に努めています。また、指定管理者としての管理・運営を行い、地域住民サービスの向上に努めています。

令和2年度から適用されている「富山県社会的養育推進計画」の中に子どもの権利保障や家庭養育優先原則を実現するための事業が計画されており、既に当院で取り組みを進めている高機能化・多機能化の更なる推進を図ることや子どもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の充実が一層求められています。

このことを踏まえ、当院では、養育を必要とする子どもに対し、「できる限りの良好な家庭的環境」を提供するとともに、家庭復帰に向けた親子関係構築支援や里親への包括的支援等更なる施設機能強化に取り組めます。

また、当院が今まで培ってきた乳幼児養育の専門性を活かし、一層充実した地域の子育て支援活動に取り組み、日本赤十字社の社会福祉施設として、支部・病院との連携等組織力を活かした活動にも積極的に努めていきます。

令和6年度は、次の重点項目に取り組むことにより、地域に信頼される施設を目指します。

重 点 項 目

- 1 「家庭的環境」での養育
- 2 保護者及び里親との親子関係構築支援
- 3 里親支援機能の強化
 - (1) 里親制度普及促進
 - (2) 里親研修の定期開催
 - (3) 里親委託の推進
 - (4) 里親支援の充実
- 4 養育の質向上及び人材育成
- 5 地域の子育て支援事業の推進
 - (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - (2) 病児・病後児保育事業
 - (3) 赤十字幼児安全法講習会への指導員派遣
- 6 児童相談所・市町村等の子育て支援関係機関との連携強化
- 7 環境ボランティアの積極的受入れ
- 8 災害対応力の強化

第13 広 報 活 動

日本赤十字社では、赤十字にとって歴史的に意義の深い5月を「赤十字運動月間」とし、赤十字思想の普及と会員増強運動を全国的に展開しています。当支部でも、この運動に力点を置きながら、年間を通じ、県民の多くの方々に赤十字についての認識を深めていただくよう努めてまいります。

- (1) 赤十字諸活動の実践を通じての広報
- (2) 広報「赤十字富山」の発行（年1回）と全世帯への配布
- (3) 広報「赤十字とやま」の発行（年2回）と地域回覧の実施
- (4) 民放3局・ケーブルテレビ局による赤十字運動月間テレビCM放映
- (5) 民放AM・FMラジオ局による赤十字運動月間ラジオCM放送
- (6) 「赤十字NEWS」の配布（月1回）
- (7) 赤十字運動月間（5月1日～31日）
- (8) ACTION！防災・減災（9月1日～30日）（3月1日～31日）
- (9) NHK海外たすけあいキャンペーン（12月1日～25日）
- (10) 本社・支部統合WEBサイトの積極的運用
- (11) SNS（X・旧Twitter）の積極的運用

第15 支部・施設間の連絡調整

支部・施設（病院・血液センター）間の連絡調整を行い、赤十字事業の一体化と円滑な運営を図るため、支部・施設業務連絡会議を定期的に開催するほか、次の担当者部会を設け、専門的な企画・運営を行います。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 研修担当者部会 | 職員研修の企画・運営 |
| (2) 広報担当者部会 | 赤十字広報に関する企画・運営 |
| (3) 災害救護等担当者部会 | 災害救援等に関する企画・運営 |

日本赤十字社現勢

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

日本赤十字社スローガン 人間を救うのは、人間だ。

赤十字の基本原則 人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性

1949年のジュネーブ四条約締結国 196ヵ国

世界の赤十字社・赤新月社等 発行日（令和5年7月3日）現在 191社

1. 沿革 明治10年（1877）5月1日 博愛社設立
明治20年（1887）5月20日 日本赤十字社に改称
昭和27年（1952）8月14日 日本赤十字社法制定

2. 名誉総裁・名誉副総裁

名誉総裁 皇后陛下
名誉副総裁 秋篠宮皇嗣妃殿下
常陸宮殿下・同妃華子殿下
三笠宮妃百合子殿下 寛仁親王妃信子殿下
高円宮妃久子殿下

3. 会 員（令和5年3月31日現在）

個 人 20.1万人
法 人 8.1万法人

4. 評 議 員 2,004人

5. 代 議 員 223人

6. 役 員

社 長 清家 篤（常勤）
副 社 長 鈴木 俊彦（常勤） 十倉 雅和（非常勤）
理 事 61人（常勤5人 非常勤56人）
監 事 3人（常任1人 非常勤2人）

7. 青少年赤十字（令和5年3月31日現在）

幼稚園・保育所	1,780校	147,304人
小 学 校	7,099校	1,947,234人
中 学 校	3,459校	973,227人
高 等 学 校	1,753校	370,874人
特別支援学校	210校	20,279人
そ の 他	137校	35,237人
計	14,438校	3,494,155人
指 導 者		288,355人

8. 赤十字ボランティア（令和5年3月31日現在）

地域赤十字奉仕団	2,088団	806,027人
青年赤十字奉仕団	150団	5,111人
特殊赤十字奉仕団	622団	28,566人
個人ボランティア等	—	11,130人
計	2,860団	850,834人

9. 救急法等の講習

	資格登録者数（令和5年3月31日現在）		受講者数
	指 導 者	救急員等	（令和4年度）
救急法基礎講習	10,765人	273,336人	33,611人
救 急 法	6,827人	148,147人	262,265人
水 上 安 全 法	1,465人	11,361人	30,167人
雪 上 安 全 法	203人	1,220人	367人
幼 児 安 全 法	2,270人	21,988人	46,386人
健康生活支援講習	1,709人	15,349人	30,059人
計	23,239人	471,401人	402,855人

10. 看護師等の教育

施設数		一 学 年 養 成 定 員	
大 学（大学院併設）	6	看 護 師	16校 1,145人
短期大学	1	助 産 師	6校 88人
看護専門学校	10	保 健 師	6校 149人
助産師学校	1	幹部看護師	1校 120人
幹部看護師研修センター	1	介護福祉士	1校 30人
計	19		

11. 国際活動

国際救援・開発要員派遣（令和4年度）	16ヵ国	のべ61人
国際赤十字・赤新月社連盟出向	2人（スイス、マレーシア）	
国際活動費（令和4年度）		78億円

12. 国内災害救護

救 護 員 数	8,077人（※徴収業務員を含む）	
常 備 救 護 班	487班	5,231人
無 線 局	（令和5年3月31日現在） 3,130局	
救 護 車 両	2,206台	
赤十字飛行隊（特殊奉仕団）	99人	
災害における救護員出動数（令和4年度）	244人	
救援物資配分数（毛布・安眠セット・緊急セット）（令和4年度）	11,314個	
令和4年度取扱義援金額（令和5年3月31日現在）	6億2,424万3,358円	

13. 医療事業

施 設 数			
病 院	91	診 療 所	5
		老人保健施設	4
		介護医療院	5
病床総数 34,777床（令和5年3月31日現在）			
総 患 者 数（令和4年度）			1日平均
入 院	951万人		2.6万人
外 来	1,600万人		6.5万人

14. 血液事業

施 設 数			
地域血液センター	47	ブロック血液センター	7
附 属 施 設	169	附属施設（製造所）	4
（献血ルーム116を含む）		分室	1
献血者数（令和4年度）		供給本数（令和4年度）	
成 分 献 血	158万人	輸 血 用 製 剤	1,724万本
400mL 献 血	330万人	車両台数（令和5年3月31日現在）	
200mL 献 血	12万人	献 血 運 搬 車	769台
計	501万人	移 動 採 血 車	282台

15. 社会福祉事業

児 童 福 祉 施 設 数（定員）			
乳 児 院	8（291）	医療型障害児入所施設	3（286）
保 育 所	3（348）		
児童養護施設	1（40）		
老 人 福 祉 施 設 数（定員）			
特別養護老人ホーム（併設ケアハウス20人を含む）		8（773）	
障害者福祉施設数（定員）		複合型施設	1（定員）
障害者支援施設	1（50）	特別養護老人ホーム	（110）
視聴覚障害者情報提供施設	2	介護老人保健施設	（100）
補装具製作施設	1	高齢者グループホーム	（18）
		障害者支援施設	（10）

16. 職員数（施設数）

		職 員 数
本 社	（1）	538人
支 部	（47）	721人
医 療 事 業	（116）	59,091人
血 液 事 業	（228）	5,819人
社 会 福 祉 事 業	（28）	1,234人
計		67,403人

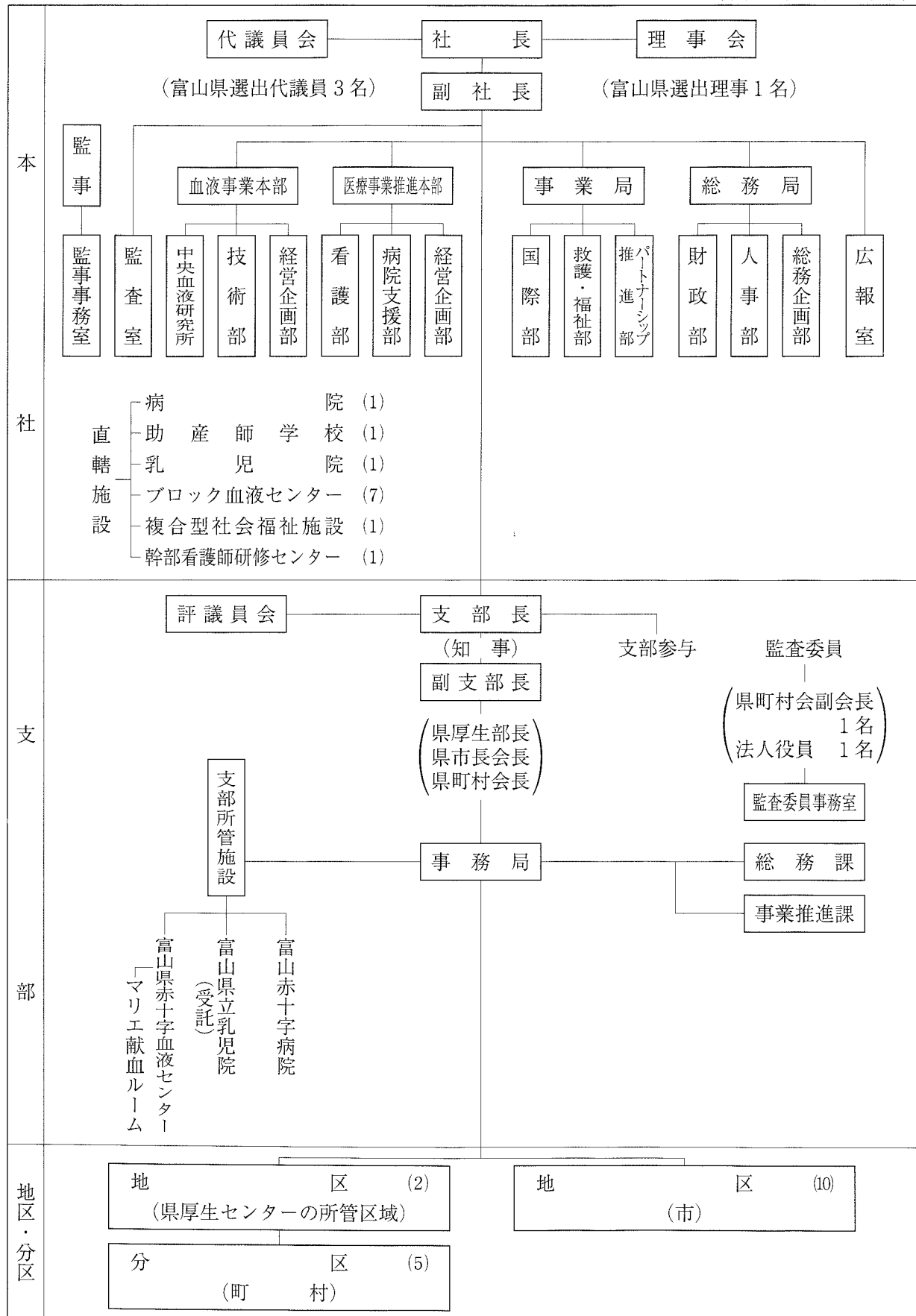
17. 会 計（令和5年度当初予算）

一 般 会 計	本 社	147億 8千万円
	支 部	211億 8千万円
医 療 施 設 特 別 会 計		1兆 1,940億 7千万円
血 液 事 業 特 別 会 計		1,630億 2千万円
社 会 福 祉 施 設 特 別 会 計		159億 4千万円

（特に断りのない統計数字等は、令和5年4月1日現在）

日本赤十字社富山県支部の関係組織図

(令和4年4月1日現在)



※富山赤十字看護専門学校は、令和3年3月31日をもって閉校いたしました。

支 部 ・ 施 設 所 在 地 一 覧

施 設 名	郵便番号	所 在 地	電 話 F A X	ホームページ
日 本 赤 十 字 社 富 山 県 支 部	930-0821	富山市飯野26番1号	(076) 451-7878 (076) 451-6872	https://www.jrc.or.jp/chapter/toyama/
富 山 赤 十 字 病 院	930-0859	富山市牛島本町2丁目 1番58号	(076) 433-2222 (076) 433-2274	http://www.toyama-med.jrc.or.jp/
富 山 県 赤 十 字 血 液 セ ン タ ー	930-0821	富山市飯野26番1号	(076) 451-5555 (076) 451-4803	https://www.bs.jrc.or.jp/tkhr/toyama/
マ リ エ 献 血 ル ー ム	930-0003	富山市桜町1-1-61 マリエとやま6階	(076) 445-4500 (076) 441-1722	
富 山 県 立 乳 児 院 (管 理 受 託)	930-0859	富山市牛島本町2丁目 1番38号	(076) 432-8137 (076) 432-8238	https://www.toyama-nyujiin.jp/